

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 48 回コーデックス食品表示部会**

日時：2024 年 10 月 27 日（日）～11 月 1 日（金）

場所：ケベックシティ（カナダ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	アレルゲン表示
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ 7）
5.2	予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ 4）
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ 7）
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 7）
8	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ 4）
9	アルコール飲料の表示（討議文書）
10	緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）
11	トランス脂肪酸（討議文書）
12	サステナビリティ表示（討議文書）
13	砂糖の表示—添加糖類の定義（討議文書）
14	CCFL の将来の作業及び方向性（討議文書）
15	CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

16	その他の事項
17	次回会合の日程及び開催地
18	報告書の採択

※10月16日（水）に議題6、10月21日（月）～22日（火）に議題5に関するバーチャルWGを開催。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 48 回コーデックス食品表示部会報告書

1. 日時 2024 年 10 月 27 日（日）～11 月 1 日（金）
2. 場所 ケベックシティ（カナダ）
3. 議長国 カナダ
4. 参加国及び国際機関
44 加盟国、1 加盟機関（EU）、26 オブザーバー機関
5. 議長
Dr. Parthi Muthukumarasamy (Executive Director, Canadian Food Inspection Agency)
6. 出席者

・消費者庁食品表示課	課長補佐	宗 伸一郎
・国税庁 課税部 酒類業振興・輸出促進室	課長補佐	田村 雄貴
	国際交渉第二係長	大西 優大
テクニカルアドバイザー		
・全国清涼飲料連合会		細野 秀和

7. 概要

議題 1：議題の採択

仮議題のとおり採択された。

議題 2：コーデックス総会及び各部会からの付託事項

（主な内容）

各部会からの関連する情報について確認するとともに、乾燥花-サフランの規格における原産国と収穫国の表示条項について、第 7 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH7) の反応を踏まえて議題 4 において議論することに合意した。

議題 3：FAO/WHO から提起された関心事項

（主な内容）

FAO 及び WHO から、本会議の議題とも関連するそれぞれの活動について報告があった。

議題 4：コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）

（結果）

油脂部会 (CCF0) による魚油規格の改訂、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)

によるルロ（ナランジラ）の地域規格における表示条項について承認された。後者について CCFL48 は、いくらかの条項が冗長又は一般規格との整合性が取れていないとのコメントを確認した。

また、CCSCH による乾燥根・根茎・球根の規格原案-ターメリックの規格について承認された。乾燥花-サフランの規格については、原産国（country of origin）に加えて収穫国（country of harvest）を義務表示事項とする条項（8.3.2）について合意に至らなかった。このため、サフラン規格については、原産国を義務表示事項とする条項（8.3.1）については承認し、収穫国を義務表示事項とする条項（8.3.2）については承認せず執行委員会（CCEXEC）及び総会（CAC）に付託することとなった。

議題5：アレルギー表示

（経緯）

CCFL45（2019年）において、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985、GSLPF）のアレルギー関連規定を見直し明確化するための作業を開始するとともに、予防的アレルギー表示（PAL）に係るガイダンスを策定することで合意した。また、オーストラリアを議長国とし、英国及び米国を共同議長国とする電子作業部会（EWG）を設置することで合意した。さらに、GSLPF4.2.1.4のアレルギーのリストの妥当性等について、FAO/WHOに科学的助言を求めることとなった。

CCFL 及び食品衛生部会（CCFH）からの科学的助言の求めに応じて、FAO/WHO 合同専門家会合が開催され、計5部のレポートが順次発出されている。（第1部：リスク評価を通じた GSLPF アレルギーリストの見直し、第2部：主要アレルギー食品の閾値の設定、第3部：PAL 関連、第4部：食物アレルギーの免除の見直し・確立、第5部：特定の種類の木の実の閾値の設定）

GSLPF の改定原案については、CCFL46（2021年）及び前回部会（2023年）にかけて、2.用語の定義（「アレルギー」）や4.2.1.4のアレルギーリスト及び4.2.1.5の国又は地域の管轄当局が表示を義務付けてよいアレルギーリスト、4.2.1.6表示の適用除外、4.2.1.7亜硫酸塩の表示、8.3.1表示方法など、各種の論点について検討が行われた。前回部会においては、第46回コーデックス総会（CAC46）（2023年）に予備採択を諮ること、オーストラリア、英国、米国を議長国とするEWGを再設置しステップ6で回付することが合意され、CAC46において予備採択（ステップ5）された。今次部会では引き続き、4.2.1.4のアレルギーリストや4.2.1.6表示の適用除外、4.2.1.7亜硫酸塩の表示、8.3.2表示方法などにおける論点について検討が行われた。

PAL 使用に係るガイダンス原案については、前回部会においてはステップ2に差し戻すことが合意され、オーストラリアが議長国、英国と米国を共同議長国とするEWGにおいて引き続き作業を行うことが合意された。また、分析・サンプリング法部会（CCMAS）に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することで合意した。当該要請を受けたCCMASはEWGを設置し、参加国の分析法を入手しリスト化を行ったが、昨年5月に開催されたCCMAS43では、これらの分析法が目的に合致したものなのか否かの検討ができていない等

の理由から、さらなる検討が必要な旨の説明が EWG 議長国からなされ、EWG (議長国: 米国、共同議長国: 英国) を再設置し検討を継続することが合意された。

このような状況の下、今次部会では引き続き、PAL のガイドライン案についての検討が行われた。

議題 5.1 : 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項 (ステップ7)

(経緯)

上記参照。

(主な議論)

事前のバーチャルワーキンググループ (VWG) での議論を踏まえて用意された議場配布文書(CRD)02に基づき、議論が行われた。

<セクション 4.2.1.2 定義>

・事前の VWG で議論された「アレルギー食品/食物 (allergenic food)」「セリアック病 (coeliac disease)」「食物アレルゲン (food allergen)」「食物アレルギー (food allergy)」の定義について合意された。

<セクション 4.2.1.4 アレルゲンのリスト>

・交差接触による意図せざるアレルゲンの存在(UAP)は PAL ガイドライン案により扱われることから、GSLPF のセクション 4.2.1.4 については、意図して使用されている食品又は原材料に適用されることを明示する規定に修正された。

・「魚 (fish)」及び「甲殻類 (crustacea)」の「特定の名称」について、我が国から、FAO/WHO 合同専門家会合のレポートで「データによれば、魚アレルギーの患者の中には、一部の魚種には反応するが分類学的に異なる種類の魚は受容する人もいるかもしれない」等と述べられていることにも触れつつ、患者の食生活を過度に制限しない観点から、「魚又はその魚の名称 (fish or the name of the fish)」及び「甲殻類又はその甲殻類の名称 (crustacea or the name of the crustacea)」に変更すべきとの意見を述べた。

この提案はカナダ及びブラジルの支持を得たが、最終的には受け入れられなかった。セクション 4.1.1 が「原材料の表示は食品の本質を示すとともに、具体的であるべきであり、総称的であるべきではない」と規定しており、「特定の名称」は原材料名を置き換えるものではないことから、消費者は具体的な原材料名を知ることができるという点が強調された。

・このほか、「グルテンを含む穀物、小麦、大麦及びライ麦」については、セリアック病患者への正確な情報提供の観点から、「特定の名称」に加えて「グルテン」の語が用いられてもよいとの脚注が追加された。

<セクション 4.2.1.6 アレルゲン表示の適用除外>

・地域又は国の管轄当局が、安全性を確立するリスク評価に従った上で、アレルギー食品としての表示の適用を除外することができるとの規定について、当該「リスク評価」の内容として FAO/WHO 合同専門家会合のレポート第 4 部「食物アレルゲンのリスク評価」が脚注で引用されていたが、事前の VWG において、当該レポートは例示として位置づけられるべきとの意見が複数の加盟国から出され、特段の反対はなかった。今次部会でも特段の反対なく合意に至った。

<セクション 8.3.1～8.3.4 アレルゲン表示の方法>

・アレルゲンの「特定の名称」について、「周囲の文言から目立つフォント、書式又は色といった (such as) 明確ではっきりした方法で表示されなければならない。」「原材料一覧の中若しくは別の文言で又はその両方で明記されなければならない。」等、表示の方法に係る規定について合意された。

(結果)

GSLPF の改定案について、ステップ 8 での採択のため CAC47 に進めることに合意した。また、CCFH に対し、「食品関連事業者のアレルゲン管理の実施規範」(CXC80-2020) との整合性を確保するため、とりわけ定義及びアレルゲンのリストの改定作業の完了について知らせることに合意した。

議題 5.2 : 予防的アレルゲン表示ガイドライン原案 (ステップ 4)

(経緯)

上記参照。

(主な議論)

議題 5.1 と同じく、CRD02 に基づき議論が行われた。

<セクション 1 目的、セクション 2 範囲及びセクション 3 定義>

・提案された規定について合意された。

<セクション 4.1 から 4.3 まで 一般的な原則>

・セクション 4 では、以下のような「一般的な原則」が提示されている。

- ① 交差接触によるアレルゲンの意図しない存在を防止又は最小限に抑える管理を含む効果的なアレルゲン管理は、「食品関連事業者のアレルゲン管理の実施規範」(CXC80-2020) に従って実施されるものとする。PAL の使用は、これらのアレルゲン管理方法を使用してもアレルゲンの意図しない存在を防止又は制御できない状況に限定されるものとする。(セクション 4.1)
- ② PAL を使用するかどうかの決定は、アレルゲンの意図しない存在に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。(セク

ション 4.2)

- ③ PAL は、アレルゲン由来のタンパク質の存在が、セクション 4.3.1 の表に記載されている参照用量(RfD)を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。(セクション 4.3)
(注： []内の文言は合意に至っていない部分として明示されている部分。)

4.3.1 References doses

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew (and Pistachio)	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut (and Pecan)	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10
Lupin	10
Soy	10
Crustacea	200

[Placeholder on concentration or RfD for cereals containing gluten or gluten.]

- ④ セクション 4.3.1 の表によってある特定のアレルゲンに対する RfD が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則に従って RfD を決定することができる。(セクション 4.3.2)
- ⑤ PAL には、消費者、医療提供者、食品関連事業者による PAL の理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする。(セクション 4.4)

・議論の中で、以下のような点について懸念が示された。

(a) 示されたアレルゲン及び RfD に対応した検査法の欠如

(b) リスク評価を行う小規模な食品関連事業者への負担と、定性的リスク評価に関するガ

イダンスの欠如

- (c) 誘発用量(ED) 05、ED01 と RfD 及びアクションレベルに関する懸念。ED05 とは食物アレルギー患者集団において、5%の患者で症状が誘発される用量であり、これに基づく RfD が示されているが、最も脆弱な（敏感な）消費者の保護の観点から、適切なレベルの保護といえるのか。より厳しい ED01（1%の患者で症状が誘発される用量）に基づく RfD とすべきではないか。
- (d) グルテンを含む穀物/グルテンの RfD 又は濃度も本表に追加すべき。
- (e) PAL の使用を RfD を超える場合に限定することについての懸念。RfD を超えていない場合に PAL が使用されてもいいのではないか。

・検査法については、CCMAS が CCFL からの要請を受けて検討しており、次回会合までには適切な検査法に関する助言が提供される見込みであるとの説明がなされた。

・リスク評価に関する小規模な食品関連事業者への負担及び定性的リスク評価に係るガイダンスの欠如については、FAO 及び WHO が今後ガイダンスを提供していくとともに、PAL に関するキャパシティビルディングを行う旨の説明があった。

・ED05 をめぐる懸念については、リスクをゼロにすることは不可能である中で、ED05 はリスクベースで合理的かつ曖昧さのない境界線として、専門家会合により推奨されているものであり、ED01 のようなより厳しい基準に基づくリスク評価は食品関連事業者にとっても規制当局にとっても実行できない等の説明があった上で、以下の点が改めて確認された。

- (a) 本ガイドラインは義務的なものではなく任意のものであり、加盟国はよりリスクベースで自国の実情に応じた規制を行うことができる。このことは WTO 協定にも沿っている。
- (b) ED05 は FAO/WHO 合同専門家会合の作業に基づいており、科学に基づくもの。
- (c) 本ガイドラインに RfD を存置しておくことは、自分でリスク評価を行うことができない国にとって有益である。
- (d) 本作業の意図は、調和を目的としており、消費者利益のために一貫性をもたらすことであって、あまり柔軟なものにしてしまうとガイドライン自体があまり役立たないものになりかねない。
- (e) RfD をどのように適切なアクションレベルに変換するかについては、異なる国の異なる消費量を踏まえ、いくらかの柔軟性がある。貿易協定の範疇で、各国はコーデックスより保守的であることができるが、それを正当化するリスク評価が必要である。

・グルテンを含む穀物/グルテンの RfD 又は濃度については、FAO 及び WHO が助言を提供することになった。

・セクション 4.3 について、議長は以下のように論点を整理した。

- (a) いつ PAL が使われるべきなのか。アクションレベルを超える場合に限られるのか、限ら

れないのか。

(b)脆弱な（敏感な）消費者の保護のレベルをどうすべきか。（ED05 又は ED01）

(c)PAL の性質は義務的なのか、任意なのか。

様々な見解が示され、セクション 4.3 の規定ぶりについて議論されたが合意にいたらなかった。セクション 4.3 については全体を角括弧に入れることとなった。

・PAL に係る教育/情報プログラムについてのセクション 4.4 については合意された。

<セクション5 PAL の提示>

・PAL の表示の方法についての、GSLPF の関連する規定が適用されるとの規定や、May contain という語（又は相当する語）で始まらなければならないといった規定が示され、その意図について支持が得られた。

（結果）

以下の事項について合意した。

- (i) PAL ガイドライン原案についてステップ5での予備採択のため、CAC47に進めること。
- (ii) CCMAS に PAL ガイドライン原案の進展について知らせ、CCFL49 までに適切な検査法についての助言を提供するよう促すこと。
- (iii) CCFH に対し、以下について知らせること
 - (a) PAL ガイドライン原案の進展
 - (b) FAO/WHO に対する、定性的リスク評価に関するガイダンス提供に係る要請
- (iv) CCFL による PAL に係る作業が完了次第、CCFL は CCFH に対し、PAL に関係するリスク評価の実行に係る情報を CXC80-2020 に含める検討を要請すること
- (v) FAO/WHO に対し、以下を提供するよう要請すること
 - (a) 定性的リスク評価に関するガイダンス
 - (b) グルテンを含む穀物又はグルテンの RfD 又は濃度に関する科学的助言
 - (c) PAL とリスク評価に関する各国のキャパシティビルディングの活動
- (vi) CCEXEC87 に対し、作業完了の期限を 2026 年に延長することを要請すること
- (vii) 米国を議長、オーストラリア及び英国を共同議長国とする EWG を再設置し、CCFL49 に向けて作業を継続すること。
- (viii) 次回会合前に物理的作業部会（PWG）又は VWG を開催する可能性を残しておくこと。

議題6：e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7）

（経緯）

CCFL44（2017年）において、英国が、昨今のインターネット販売が増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示の必要性について発議。日本のほか、EU、米国、セネガル、ナイジェリア、豪州等多数の国が支持した。これを受け、英国と共に、チリ、インド、ガーナ及び日本が討議文書の準備を行うこととなった。

CCFL45 において、インターネット販売/e コマースに関する新規作業を開始することとなり、CAC42 (2019 年) でも承認された。また、英国、チリ、ガーナ、インド及び日本の共同議長により、今次部会において議論する規格原案を準備するため、EWG を設置することで合意。2019 年から 2021 年にかけて 3 回の EWG 協議が行われるとともに、CCFL の延期により発生した期間を利用して、回付文書 (CL) プロセスを通じた議論も行われた。

CCFL46 では、事前 VWG を経て議長国が準備した CRD を基に議論が行われた。文書のタイトルの変更については、この文書がガイドラインではなく、GSLPF の補足的な文書の位置づけとすることについて、柔軟性を確保する観点から、一部の国から反対意見があった。

1. 範囲について合意は得られなかった。2. 用語の定義では、e-コマースの定義について合意は得られなかった。3. 一般原則については、引き続き議論を行うこととなった。4. e-コマースを通じて販売される包装済み食品に要求される情報については、議論を継続することとなった。本議題はステップ 2 へ差し戻され、改めて、英国、チリ、ガーナ、インド及び日本を共同議長とする EWG で検討することとなった。

前回部会では、本文書を GSLPF の付属文書とするかといった文書の位置づけ、電子商取引の文言の定義、「保持期限 (durability)」に係る規定や、小さな食品の表示免除に係る GSLPF の規定は e-コマースの場合には適用しない旨の規定案、e-コマースを介した売買の際の食品情報の提供は消費者へのコスト負担を求めずに提供されなければならないとの規定案等について議論されたが、CAC46 にステップ 5 で諮ること、英国を議長国、チリ、日本、インド、中国を共同議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することについて合意され、CAC46 において予備採択された。

今次部会では、上記のような論点を中心に、ステップ 8 に進めてよいかの議論が行われた。

(主な議論)

事前の VWG を踏まえて用意された CRD03 に基づき議論が行われた。

<保持期限 (durability) に係る論点 (セクション 6.2) >

・EWG では、セクション 5 「食品情報に関する原則」に保持期限に係る規定を置く案が検討されていたが、規定ぶりに係る議論がまとまらない中で、議長国英国がセクション 6 「E コマースの販売時より前の任意の (optional) 情報」に規定することを提案し、今次会合ではその案で議論された。

このような情報を e-コマースにおいて正確に提供することは困難であるとの理由で、当該規定を削除すべきとの意見もあったが支持は広がらず、いくらかの調整を経て以下の文言で合意に至った。

「セクション 6.2 賞味期限、品質保持期限、消費期限又は有効期限と、製品の出荷の日付又は配達の時点との関係について消費者に知らせる文言が、e-コマースにおける販売の時点より前に示されてもよい。」

<小さな食品の表示免除に関する規定（セクション5.3）>

・GSLPF セクション6の小さな食品の表示免除に係る規定がe-コマースにおける食品情報の提供の場合にも適用されるかという点について、EWGの時点では「特定の状況において正当化されない限り」適用されないと規定されていたが、VWGにおいて「特定の状況において管轄当局により許されない限り」とすべきとの意見が受け入れられ、これを反映した規定で合意に至った。

<情報にアクセスするための料金に関する規定（セクション5.4）>

・EWGの時点では、e-コマースで提供される食品情報について「いかなる追加的負担もなしに (without any additional cost)」提供されなければならないと規定されていたが、あいまいで何のことか分からない等の意見が多く、調整の結果「情報にアクセスするための料金を課すことなしに (without a charge to access the information)」との規定で合意に至った。

(結果)

ステップ8での採択のため、CAC47に進めることに合意した。

議題7：食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ7）

(経緯)

CCFL44において、CCFLの将来作業について議論した結果、テクノロジーを利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することとなった。

CCFL45において、カナダが討議文書を紹介したところ、テクノロジーを利用した食品表示について広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するために今次部会に向けて、カナダが討議文書を改定し、また、そのためにCLプロセスを通じてメンバーから意見を募ることとなった。

CCFL46では、討議文書を作成したカナダから、ガイドラインの作成を含めた新規作業の提案があり、参加国・機関からは、義務とする範囲についての懸念や、二次元コードを用いることへのリスクについての意見はあったものの、新規作業を行うことについて大きな反対意見は無く、総会に新規作業開始の承認を諮ることとなった（CAC44で承認）。ガイドラインの作成の作業に向け、カナダを議長とするEWGを設置することとなった。

前回部会では、本文書の位置付けや用語の定義、テクノロジーを利用した食品情報の提供を認めてよいか決定する上で考慮すべき事項、テクノロジーを利用した食品情報の提供において適用されるべき原則等について議論が行われたが、CAC46に予備採択を諮ること、カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とするEWGを再設置しステップ6で回付することについて合意され、CAC46において予備採択（ステップ5）された。

今次部会では、本ガイドライン案を最終採択（ステップ8）に進めてよいかについて検討された。

(主な議論)

<容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいかを決定する際の考慮事項(そのテクノロジーへの広範、適正かつ容易なアクセス(セクション5.1b))>

・容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいと判断する際の条件として、単に人口一般にそのテクノロジーが普及しているというだけではなく「特定の集団」(例:高齢者)も含めてそのテクノロジーへのアクセスを有している必要があるという意見や、人々のテクノロジーへのアクセスは「広範」「適正」であるだけでなく「容易」でもある必要があるといった意見を反映して文言の修正がなされた上で、以下の文言で合意に至った。

「セクション5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、

- a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
- b) 一般の人々(その特定の一部を含む。)は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、適正かつ容易なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
- c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。」

<テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない情報(セクション5.2)>

・EWGの時点では、「食品の名称、健康及び安全に関する食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。」との規定案であったが、EUから、これら以外にも販売の時点で消費者が必要とする食品情報(例:内容量やその他の管轄当局が決定する義務的情報)は、容器包装上のラベルで情報提供されるべきとの意見があった。

・他の加盟国からは、「健康」や「安全」という文言自体曖昧であり明確化されるべきという意見や、「安全」が最優先であることは疑いないが「健康」は広範に過ぎて不明確であり、削除するかより具体的な文言に置き換えられるべきとの意見があった。単に「健康」を削除する案についてはWHOが強く反対した。

・調整の結果最終的には、以下の文言で合意に至った。

「セクション5.2 食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。」

<テクノロジーを用いて情報提供する場合の提示の方法(セクション7.3)>

・義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合について、「ラベル上のリファレンスが当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならない」との規定につ

いて合意した。EWG の時点では、「義務的食品表示がテクノロジーの使用『のみ (solely)』によって提供される場合には…」との規定になっていたが、議論の結果この「のみ (solely)」は削除された。

<テクノロジーを用いて情報提供する場合における、当該情報が利用可能な期間 (セクション 7.5) >

・義務的食品情報がテクノロジーの使用「のみ (solely)」によって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり利用可能でなければならない (消費期限が表示されている食品であれば、少なくともその期限まで) との規定について、合意に至った。

<テクノロジーを用いて提供される情報について、明確で目立ち、読みやすいものでなければならない等の規定 (「聞きやすい (audible)」を入れるかどうかについて (セクション 7.10) >

・テクノロジーを用いて示される情報について、「明確で目立ち、読みやすいものでなければならない」との規定について、「又は聞きやすい (or audible)」も追加すべきとの意見があった。

・聞きやすければ読みやすくなくてもよいという趣旨ではないことを明確にする趣旨で、「適用しうる場合には、聞きやすい (if applicable, audible)」という文言に調整され、合意に至った。

<情報にアクセスするための料金に関する規定 (セクション 7.12) >

・e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案セクション 5.4 と同様、テクノロジーを介して提供される食品情報について「情報にアクセスするための料金を課すことなしに (without a charge to access the information)」提供されなければならない、との規定について合意に至った。

(結果)

ステップ 8 での採択のため、CAC47 に進めることに合意した。

議題 8 : 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定 (ステップ 4)

(経緯)

CCFL45 において、コロンビアが詰め合わせ包装食品の表示に関する討議文書を用意したが、当該表示に係る新規作業を開始する正当性が不明との指摘があった。これを受けてコロンビアが改めて CCFL46 で示した改訂討議文書について、一部のメンバーから支持された一方、多くのメンバーからは、GSLPF でカバーされており新規作業は不要ではないかとの疑問が示された。

前回部会では、コロンビアから、食品の詰め合わせ販売が増加傾向にあることから、それらの形式の食品も個々の食品と同様の表示の要件を満たすよう GSLPF の修正が必要と説明したところ、詰め合わせ食品に対し GSLPF を適用することについて自国内では問題が生じていない旨を述べたメンバー国もあったが、新規作業の開始について反対する意見は見られず、CAC46 にプロジェクトドキュメントを提出し、コロンビアを議長国、ジャマイカを共同議長国とする EWG を設置し、ステップ3での回付と原案の作成作業を行うことが合意された。

今次部会では、EWG での議論を経て示されている GSLPF の修正原案について議論が行われた。

(結果)

EWG 議長国であるコロンビアが当日現地出席できなかつたため、冒頭の背景等の紹介はコーデックス事務局が行った。

「ジョイントプレゼンテーション」「マルチパック」の定義を GSLPF に上手く組み込むにはどうすればよいか等について議論されたが、意見がまとまらなかつた。結論として、コロンビアを議長国、カナダ、インド及びジャマイカを共同議長国とする EWG を再設置し、CCFL49 に向けて、ステップ3での作業を継続することになった。

議題9：アルコール飲料の表示（討議文書）

(経緯)

CCFL45 において、アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針について次の五つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。WHO からは、消費者が容易にアルコール量を理解できる表示が必要等との主張があつた。次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

勧告1 新たな規格の策定作業の開始

勧告2 既存の規格（「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」「栄養表示に関するガイドライン」）でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告5 新規作業を開始しない

CCFL46 では、COVID19 が原因で討議文書は準備できなかつたが、引き続き討議文書の作成作業を行いたい旨ロシアから発言があつた。同会合では本件に係る議論は行われなかつたが、WHO から、この議題は公衆衛生上有益なものであるため、討議文書の作成を支援する旨の発言があり、次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU 及びインドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

前回部会でも討議文書は準備されていなかった。ただし、WHO とコーデックスのオブザーバーである EURO CARE (European Alcohol Policy Alliance) から議場内配布文書 (CRD) が提出されていたこともあり、本議題を部会のアジェンダとして残すか否かが議論された。WHO の担当者は本議題の重要性について強調し、これに賛同する加盟国もあったが、この議題を主導しようとする加盟国は現れなかった。WHO はそこで、WHO 自身が討議文書を作成する旨を提案した。加盟国でもない WHO が討議文書を作成することに疑問を呈する加盟国もあったが、コーデックス事務局は、FAO または WHO の事務局長が議題を設定することができる」と述べた。コーデックス事務局は、コーデックスの表示に関する既存の文書はアルコール飲料にも適用されているが、にも拘わらず一部の加盟国においてはそのように適用されているように見えないと述べた。次回会合でもこの議題を検討すること、この議題に対しコーデックス委員会を取りうる将来の行動に関して事務局が回付文書 (CL) を発出すること、CL の結果に基づいて WHO が討議文書を作成することが、合意された。

前回部会後発出された CL は、第一問で、酒類の表示に必要な項目はどのようなものがあるかを聞き、第二問でコーデックスが酒類の表示に関する新規文書を作成することの要否を聞く、という構成だったが、日本は両問に回答するに先立って、以下の一般的意見を述べた。

- ① 食品に適用されるコーデックスの各種規格等は、日本では主に「食品表示基準」が担保している。当該基準は、食品表示に関連する既存のコーデックス文書同様、原則アルコール飲料を含む全ての食品に適用されている。
- ② 各国・地域では、既にアルコールを含む食品の表示が制度化されており、現時点で特段の不都合が生じている状況にはないと承知している。したがって、コーデックス食品表示部会が、アルコールを含む食品それぞれについて、表示の規定を設ける必要性があるとまでは言えない。
- ③ アルコール飲料の種類ごとの規制 (名称、原材料、表示等) については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきと考える。
- ④ もし、既存のコーデックス規格をアルコール飲料に適用しにくいという加盟国があったとしても、新しいコーデックス規格を策定するのではなく、既存のコーデックス規格及び関連文書を改訂すれば良いと考える。

討議文書で、WHO は、CL への回答を分析した結果、多くの国がアルコール飲料の表示について新しい取り組みを行うことに賛同している、と結論付けている。討議文書で、WHO は、以下の事項を検討するよう部会に勧告している。

- ① アルコール飲料向けの義務的表示事項の策定とその適用範囲の決定
- ② コーデックス文書における「食品」の定義の見直しと「飲料」「ノンアルコール飲料」「アルコール飲料」の定義の策定
- ③ 既存のコーデックス文書がアルコール飲料に適用される旨の新たな規定の追加や、上記①②を反映させた、既存のコーデックス文書の改訂・修正

一方で、各国の CL への回答を確認すると、例えば EU、米国、カナダは、第1問、第2問の回答欄は空欄のままでアルコール飲料の表示に関して、既存のさまざまなルールに上乗せしてコーデックスが新たな文書を作成する必要はないと回答している。英国やニュー

ジーランドは（日本と同様）回答欄にも記入したうえで、コーデックスが新たな文書を作成する必要はないとのコメントを記入している。

（結果）

新たな作業を行うことを支持する加盟国もあった一方、我が国も含め複数の国から、既存のコーデックス文書はアルコール飲料もカバーしており作業の必要性が認められない等の意見があった。

明確なプロジェクトドキュメントの作成や作業の主導を申し出る加盟国がおらず、実施する作業の範囲も合意できていない中で、CCFL として作業を進めるのかどうか決定することができなかったことから、本作業については将来作業の目録の中に留め置くことになった。

議題 10：緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）

（経緯）

CCFL46 において、米国から「非常時における食品表示除外」は新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において得られた知見があること等から、討議文書を用意する旨申し出があり、CCFL の責任の範囲内において、討議文書を作成することとなった。

前回部会では、いくつかの国又は地域で実際に食品表示規制の柔軟な適用について検討又は実施されたことが示され、このことは新規作業の有用性を示すものとされ、米国を議長とする EWG の設置が合意された。

EWG では、このようなガイドラインが有用かどうか、取り扱う範囲はどの程度とすべきか、「緊急事態 (emergency)」や「柔軟性 (flexibility)」などの定義が必要かどうか、緊急事態かどうかの判断基準はどのようなものであるべきかなどについて議論がなされた。議論の内容をもとに、討議文書が更新されるとともに、プロジェクトドキュメント及びガイドライン草案のサンプルテキストが作成された。

（主な議論）

主な意見として、

- ① 各国は、国内的な観点からは、国内の緊急事態の間食品表示規定の適用を除外できるが、対象となる食品が輸出入される場合においては、輸出国及び輸入国双方の同意がある場合にのみ食品表示の適用除外の対象とすべき、
- ② 需要が高まり供給が限られている状況にあっても消費者の健康を保護するため、食品表示規定の適用は、原材料に関する重要な情報がアクセス可能であることを確実にするための明確なコミュニケーションの戦略とセットであるべき等の意見があった。

（結果）

結論として、プロジェクトドキュメントに必要な修正を加えた上で、総会に作業開始の承認を求めることで合意した。また、米国を議長とする EWG を設置し、CCFL49 に向けた検

討を行うことになった。

議題 11：トランス脂肪酸（討議文書）

（経緯）

CCFL46 において、カナダからトランス脂肪酸に関する新規作業の提案（プロジェクト文書）として、GSLPF 等の改定を通じた包装済み加工食品へのトランス脂肪酸の表示義務化、水素添加油脂の原料表示及び用語の定義の 2 点について提案された。WHO が強力な協力意思を示した一方、各国から、表示義務化に反対する意見や、油脂部会 (CCFO) の議論を踏まえるべき等の意見もあったため、新規作業との位置づけではなく、潜在的な新規作業として引き続きカナダが討議文書を準備することに合意した。

その後、2022 年 3 月に、コーデックス事務局から届いた CL にて、食品の容器包装上において、①栄養成分表示中におけるトランス脂肪酸の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論することを目的として、国内での取組状況について意見が求められた。

前回部会においては、当初は①栄養成分表示中におけるトランス脂肪酸の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論が行われる予定であったが、カナダは同部会では議論を行わず、2024 年 2 月の CCF028 での議論を踏まえて、今次部会において検討を行うことを提案し、合意された。しかしながら、CCF028 においては、部分水素添加油脂 (PHO) の使用禁止及び加工・精製でできるトランス脂肪酸 (iTFA) の上限値の設定に係る作業が開始されており、同作業が CCFL における議論にも影響すると考えられることから、本議題については CCFL の将来作業の中に留め、CCFO での作業の完了後に改めて検討することをカナダが提案していた。

（結果）

カナダの提案通り、CCFO での作業完了後に改めて検討することで合意した。

議題 12：サステナビリティ表示（討議文書）

（経緯）

CCFL46 においてニュージーランドから、CCFL の業務の範囲内において、サステナビリティ表示に係る新規作業の可能性を検討する討議文書を作成する旨申し出があり、ニュージーランドと EU が討議文書を作成することとなった。

前回部会では、新規作業の開始等について議論が行われた。持続可能性がコーデックスにとって重要なトピックであることについては意見が一致したものの、新規作業を開始するのに適切な時期か、強調表示に関する一般ガイドライン (General guidelines on claims, CXG1-1979) がある中で更なる作業が必要かについては意見が分かれた。そこでニュージーランドを議長国、EU、米国及びコスタリカを共同議長国とする EWG を設置し、国際機関により行われている持続可能性の表示に関する既存の作業の棚卸しや、持続可能性の中でも CCFL がガイダンスを提供することができる領域の特定、「強調表示に関する一般ガイドラ

イン」の改正の可能性について検討することとされた。

EWG における議論を経て準備された討議文書では、上記の棚卸しの結果、持続可能性に関する強調表示のほとんどが環境に関連する表示であったこと、持続可能性という用語の表す範囲が広範すぎるといった意見があったことから、CCFL が提供するガイダンスの対象範囲は、環境に関する強調表示 (environmental claims) に限定した上で、「強調表示に関する一般ガイドライン」の改正により、当該ガイドラインの範囲内でガイダンスを提供することが提案された。

また、環境に関する強調表示のうち、食品そのものに関するものではないもの（包装や食品を生産する企業のコミットメントなどに関する強調表示）についても作業の範囲に含めるべきかどうかを検討する必要があるとされていたが、現在の「強調表示に関する一般ガイドライン」の範囲外であることから、この論点を除く修正を行った新規作業提案 (CRD31) について議論された。

(主な議論)

作業開始を支持する声も多数あったものの、その必要性について疑問視する意見も多く立場が分かれた。特に共同議長国である米国が、「強調表示に関する一般ガイドライン」は環境に関する強調表示を十分カバーしており、環境に関する強調表示のみを他と区別する理由はないとする意見を強く述べた。

我が国も米国ほか同意見の国と歩調を合わせつつ、持続可能性というテーマ自体の重要性には同意しつつも、上記棚卸しの結果によれば現存する持続可能性の表示に関する規格はほとんどが任意の規格であって強制規格ではなく、貿易において實際上問題が生じているか不明であり適時性に疑問がある点等を指摘した。

(結果)

異なる地域の加盟国から作業開始に反対する意見があったことを受け、作業開始せず引き続き目録に留め置くこととなった。

議題 13 : 砂糖の表示－添加糖類の定義 (討議文書)

(経緯)

前回部会において、「栄養表示に関するガイドライン」(CXG2-1985) に添加糖類の定義を盛り込む必要性及び当該ガイドラインの 3. 2 「栄養素のリスト」に添加糖類を含める必要性についての議論がなされ、次回までにコスタリカが討議文書を作成することで合意した。各国における「添加糖類」の定義や表示義務といった実情及び各国の意見を調査するための CL が回付され、我が国からは以下のとおり回答した。

- ① 栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CXG23-1997) において糖類無添加表示について規定されており、改めて「添加糖類」の定義を議論することは重要ではないと考える。
- ② 「添加糖類」の表示を検討するためには、表示値の起源となる添加糖類の分析方法を CCMAS の分析・サンプリング法規格 (CXS234-1999) において、栄養表示に関するガイ

ドラインの分析方法として位置づけることが前提であり、このための議論が必要である。

- ③ 各国・地域における添加糖類の摂取状況等によって、食品表示を含む添加糖類の規制の在り方は異なるため柔軟な対応が必要であり、添加糖類は、「栄養表示に関するガイドライン」(CXG2-1985)のうち「国内法又は国内の食事ガイドラインで定めるところにより、良好な栄養状態の維持のため重要と考えられるその他の栄養素の量」の表示について定めているセクション 3.2.1 の範囲で運用すべき栄養素の一つと考える。

(結果)

「添加糖」の新たな定義を作ることについて多数の支持があったが、その定義がどこで用いられることになるのか、定義の範囲はどこまでなのか等が明確にならず、本作業を将来の作業として留め置くことを議長が提案し、CCFL48 はこれに合意した。

議題 14 : CCFL の将来の作業及び方向性 (討議文書)

(経緯)

CCFL43 において、部会の将来の作業及び方向性の可能性を探ることが合意され、カナダが、過去に特定されたものの進捗のない作業や将来に向けた提案・作業を取りまとめた文書を作成することとなった。なお、本文書については、部会の開催ごとに異なる加盟国が管理の責任を負うこととなる。

(結果)

「高含有(high-in)」の強調表示について規定するための、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CXG 23-1997) の改正及び「小包装(small packs)」の統一的な定義に関する作業が、それぞれカナダと国際チューインガム協会(ICGA)から提案されたが、いずれも将来の作業として留め置かれることになった。

議題 15 : CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

(経緯)

CCEXEC70 が、全ての部会に、CCFH の例にならい、作業管理のためのアプローチの作成を検討するよう勧告したことを踏まえ、CCFL の新規作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ案を検討してきており、3つの回付文書による作業を経て、案が完成している。

(結果)

- (i) アプローチの案は必要に応じ、試行ベースで使用される準備ができていること
 - (ii) 使用を通して得られた経験を踏まえて、必要であれば今後改良していくこと
 - (iii) 「CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準」は、コーデックスのウェブサイトにおいて、CCFL への情報提供文書として残ること
- について合意された。

議題 16：その他の事項

(結果)

WHO より、2024 年 11 月にジュネーブで開催される CAC47 において、コーデックスのガイドランス及び WTO の TBT 協定の文脈における効果的な栄養表示に関するサイドイベントを開催予定であるとの告知があった。

議題 17：次回会合の日程及び開催地

(結果)

次回部会は暫定的に 18 ヶ月後の開催としており、開催地は未定であるとした。最終的な調整は開催国とコーデックス事務局による確認を経ることとした。

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

責任部局	目的	事項	作業 No.	ステップ
CCEXEC87 CAC47	クリティカルレビュー /採択	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項	N10-2019	8
		e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案	N09-2019	8
		食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案	N07-2021	8
CCEXEC87 CAC47	クリティカルレビュー /採択	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格別添：予防的アレルゲン表示の使用に関するガイドライン案	N10-2019	5
EWG/PWG（オーストラリア、英国、米国） メンバー国 CCFL49	案作成/コメント/議論			6/7
EWG/PWG（コロンビア、カナダ、インド、ジャマイカ） メンバー国 CCFL49	案作成/ コメント/ 議論	GSLPF の一部修正：ジョイントプレゼンテーション及び詰め合わせ包装食品の表示について	N06-2023	2/3
CCEXEC87 CAC47 EWG/PWG（米国） CCFL49	クリティカルレビュー /承認 案作成/コメント/議論	緊急事態における食品表示規定の適用	-	1/2/3
CCFICS28	情報提供		-	-
CCEXEC87 CAC47	情報提供/ 作業の要請	乾燥花の規格-乾燥サフランのセクション 8.3.2 についてコンセンサスなし		
全ての関連する部会	情報提供	将来のいかなる表示条項において冗長さを避けること		
CCLAC24 CCF029 CCSCH8	情報提供	承認の決定/推奨		

CCFH55	情報提供/ 作業の要	以下についてアップデート <ul style="list-style-type: none"> ・包装食品の表示に関するコーデックス一般規格(CXS 1-1985)の改訂—アレルゲン表示に関する条項 ・予防的アレルゲン表示の使用に関するガイドライン案 ・FAO/WHO への科学的助言の要請
CCMAS44	助言の要請 /作業の要	食物アレルゲン表示/検査法
FAO/WHO	要請	<ul style="list-style-type: none"> ・定性的リスク評価に関するガイダンス ・グルテンを含む穀物又はグルテンの参照用量又は濃度のレベルに関する科学的助言 ・PAL とリスク評価に関する各国のキャパシティビルディングの活動
ケニア CCFL49	案作成/議 論	CCFL の将来の作業及び方向性 (討議文書-アップデート)
コーデックス事務局	公表	情報提供文書：CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

第48回コーデックス食品表示部会の結果について

令和7年3月
消費者庁食品表示課

第48回コーデックス食品表示部会（CCFL48）：結果概要

- CCFL48（10/27-11/1:ケベックシティ（カナダ））では、3 議題についてステップ8、1 議題についてステップ5で第47回総会（CAC47）に諮ることについて合意。
- いずれもCAC47（11/25-11/30:ジュネーブ（スイス））で承認された。

番号	議題名		
1	議題の採択	8	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ4）⇒ステップ2へ
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	9	アルコール飲料の表示（討議文書）⇒作業開始に至らず
3	FAO/WHOから提起された関心事項	10	緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）⇒作業開始に合意（ステップ1へ）
4	コーデックス規格案における表示事項の検討(承認) ⇒サフラン規格の表示条項については合意に至らず CCEXEC及びCACに付託	11	トランス脂肪酸（討議文書）⇒議論されず
5	アレルギー表示	12	サステナビリティ表示（討議文書）⇒作業開始に至らず
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）の改訂原案—アレルギー表示に関する条項（ステップ7）⇒ステップ8へ	13	砂糖の表示-添加糖類の定義（討議文書）⇒作業開始に至らず
5.2	予防的アレルギー表示(PAL)ガイドライン原案（ステップ4）⇒ステップ5へ	14	CCFLの将来の作業及び方向性（討議文書）
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7） ⇒ステップ8へ	15	CCFLの作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ7） ⇒ステップ8へ	16	その他の事項
		17	次回会合の開催日と開催地
		18	報告書の採択

議題5：アレルギー表示

5.1 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案 - アレルギー表示に関する条項

5.2 予防的アレルギー表示ガイドライン原案

2

議題5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案：アレルギー表示に関する条項 主な改正箇所及びその内容

2. 用語の定義

⇒ 「アレルギー食品/食物」「セリアック病」「食物アレルギー」「食物アレルギー」の定義について規定

4.2.1.4 優先的アレルギーリスト

⇒ アレルギーとして義務表示の対象となる品目の追加・修正等

4.2.1.5 国又は地域によっては義務付けられてよいアレルギーリスト

⇒ 4.2.1.4とは別に、リスク評価とリスク管理上の考慮を踏まえ、国又は地域によっては義務表示の対象とされる品目について規定

4.2.1.6 アレルギーの表示免除

⇒ 安全を確立するためのリスク分析に従うという条件で、地域又は国の当局はアレルギー表示の適用除外をすることができる旨を規定。

4.2.1.7 亜硫酸塩に係る規定

⇒ アレルギーとは別に、亜硫酸塩に係る義務表示について規定。

8.3 ある種の食品及び原材料の表示

⇒ アレルギー表示の方法について規定。（例：「明確で他と区別できるような方法で表示されなければならない」等。）

(結果)

○ 上記の規定について議論され、ステップ8に進めることで合意した。

セクション4.2.1.4 - 「魚」「甲殻類」の「特定の名称」について

4.2.1.4 以下の食品及び原材料は食物アレルギー又はセリアック病を引き起こすことが知られており、食品中に意図して存在する場合には、原材料名（注1）に追加して又はその一部として、特定の名称を用いて常に表示されなければならない。

4.2.1.4 The following foods and ingredients are known to cause hypersensitivity-trigger food allergy or coeliac disease and shall always be declared as allergenic foods using the specified name in addition to or as part of the ingredient name¹ when intentionally present in the food.²

FOODS AND INGREDIENTS	SPECIFIED NAME
<u>Cereals containing gluten²</u>	
- <u>wheat and other <i>Triticum</i> species</u>	'wheat'
- <u>rye and other <i>Secale</i> species</u>	'rye'
- <u>barley and other <i>Hordeum</i> species and products thereof³</u>	'barley'
<u>Crustacea and products thereof</u>	' <u>crustacea</u> '
<u>Eggs and products thereof</u>	'egg'
<u>Fish and products thereof</u>	' <u>fish</u> '
<u>Peanuts and products thereof</u>	'peanut'
<u>Milk and products thereof</u>	'milk'
<u>Sesame and products thereof</u>	'sesame'
<u>Specific tree nuts</u>	
- <u>Almond (<i>Prunus amygdalus</i>)</u>	'almond'
- <u>Cashew (<i>Anacardium occidentale</i>)</u>	'cashew'
- <u>Hazelnut (<i>Corylus spp.</i>)</u>	'hazelnut'
- <u>Pecan (<i>Carya illinoensis</i>)</u>	'pecan'
- <u>Pistachio (<i>Pistacia vera</i>)</u>	'pistachio'
- <u>Walnut (<i>Juglans spp.</i>) and products thereof</u>	'walnut'

意図せざるアレルゲンの存在はPALガイドライン案で扱われることから、本セクションは意図して存在するアレルゲンに適用されることを明示

(注1) セクション4.1.1に定めるとおり、原材料の表示は食品の本質を示すとともに、具体的であるべきあり、総称的であるべきではない。

¹ In accordance with Section 4.1.1 of the General Standard for the Labelling of Pre-packaged Foods (GXS 1-1985), the ingredient declaration should specify the true nature of the food and be specific and not generic.

4

セクション4.2.1.4 - 「魚」「甲殻類」の「特定の名称」について（続き）

※セクション4.2.1.4の表から抜粋

FOODS AND INGREDIENTS	SPECIFIED NAME
<u>Cereals containing gluten²</u>	
- <u>wheat and other <i>Triticum</i> species</u>	'wheat'
- <u>rye and other <i>Secale</i> species</u>	'rye'
- <u>barley and other <i>Hordeum</i> species and products thereof³</u>	'barley'
<u>Crustacea and products thereof</u>	' <u>crustacea</u> '
<u>Eggs and products thereof</u>	'egg'
<u>Fish and products thereof</u>	' <u>fish</u> '

(主な議論)

- 日本より、アレルギー患者の食生活を不必要に狭める懸念があるとの観点から、「特定の名称（specified name）」について
 - ・「甲殻類（crustacea）」は「甲殻類又はその甲殻類の名称（crustacea or the name of the crustacea）」に、
 - ・「魚（fish）」は「魚又はその魚の名称（fish or the name of the fish）」にそれぞれ変更すべき、と提案。（カナダ、ブラジルが同調）

← 電子作業部会（EWG）議長国ほかより、「特定の名称」は原材料名に置き換わるものではない、との指摘。

※ すなわち、アレルゲンとして表示される「特定の名称」は「甲殻類」や「魚」でなくてはならないが、消費者は原材料表示を見ることでその種類（「えび」「かに」「さけ」「さば」等）を知ることができる、との趣旨。

(結論)

- 原案を維持。

(「特定の名称」に関する日本の方向性)

- 患者の食品選択の幅を過度に狭めることがないよう類別名ではなく個別の食品名を表示することを維持。
- 社会通念上「えび」が甲殻類であることや「さけ」が魚であることは認識されているため、表示の方法として、「えび（甲殻類）」や「甲殻類（えび）」は冗長であり新たに採用する必要はないと考える。

議題5：アレルギー表示

5.1 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案 - アレルギー表示に関する条項

5.2 予防的アレルギー表示ガイドライン原案

6

議題5.2：予防的アレルギー表示ガイドライン原案： 主な内容

1. 目的

⇒ 「予防的アレルギー表示（PAL）の効果的な使用に対する一貫性のある調和のとれたアプローチを促進すること。

2. 適用範囲

⇒ 「包装食品における交差接触によって引き起こされる食物アレルギーの意図しない存在によるリスクを示すために使用されるPALに適用される。」

3. 「予防的アレルギー表示」の定義

⇒ 「リスク評価によって特定された交差接触による食物アレルギーの意図しない存在によるリスクを示すために、包装食品のラベルに記載される文言」

4. 一般原則

⇒ ① PALの使用は、適切なアレルギー管理を行っても意図しないアレルギーの存在を防止又は制御できない場合に限定されるものとする。
② PALを使用するかどうかの決定は、意図しないアレルギーの存在に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。
③ PALは、アレルギー由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表（後掲）の参照用量に基づくアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

5. PALの表示方法

⇒ PALの表示方法について規定（例：改定GSLPFにおけるアレルギーの表示方法に係る規定が適用される旨や、「may contain」という文言が用いられるべき旨など）

議題5.2:一般原則

[4.3 PALは、アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

4.3 代案 アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない時[のみ]に、PALは使用されるべきである。

[4.3 PAL [shall / should] [only] be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1.

4.3. Alt [Only] When it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1, PAL should be used.

(※4.3.1の表は後掲)

4.3.2 上記4.3.1の表によってある特定のアレルゲンに対する参照用量が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則（※）に従って参照用量を決定することができる。]

脚注でFAO/WHOのレポートを引用

スクエアブラケットは「引き続き議論」の意

4.4 PALには、消費者、医療提供者、食品事業者によるPALの理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする。

4.3.2 Where a reference dose is not established for a particular food allergen in the table to 4.3.1 above, regional or national authorities can establish a reference dose consistent with recognized principles⁴ for the purposes of determining an action level.]

4.4 PAL shall be accompanied by education/information programs to ensure understanding and appropriate use of PAL by consumers, health care providers and food business operators.

8

議題5.2:一般原則（続き）

[4.3 PALは、食物アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できないことが示された場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

[4.3 PAL [shall / should] [only] be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1.

(主な議論 (示された懸念点と、これに対するEWG議長国や議長ほかの説明))

- 示された参照用量に対応できる検査法の欠如
← 分析・サンプリング法部会(CCMAS)が検査法については検討しており、次回会合までには推奨される検査法を提供する見込み
- リスク評価を行うことについての小規模事業者への負担と、定性的リスク評価に関するガイダンスの欠如
← FAO/WHOが、小規模事業者への負担の観点からのガイダンスを提供するとともに、PALに関するキャパシティビルディングを行う。
- 最も脆弱な（アレルゲンに敏感な）消費者の保護の観点から、ED05に基づく参照用量を採用することが適当か。
← ゼロリスクは存在しない中で、FAO/WHO専門家会合の科学的評価に基づき、ED05はリスクベースの、合理的で明確な境界線として推奨されたもの
- ← 本ガイドラインはあくまで任意のものであって、各国はよりリスクベースで自国の実情に応じた規制を行うことができる。これはWTO協定にも沿っている。
- 「グルテンを含む穀物の参照用量」も表4.3.1に入れるべき
← FAO及びWHOが助言を提供する。
- 参照用量を超えない場合であってもPALが使用されてしかるべき。
← 様々な意見があるため、セクション4.3については全体をスクエアブラケットに入れることとする(= 引き続き議論が必要であることを明示)。

ED05: 食物アレルギー患者集団において、5%の患者で症状が誘発される用量

(結論)

- セクション4.3全体をスクエアブラケットに入れた上で、ステップ5に進めることに合意した。

議題5.2:一般原則（続き） セクション4.3.1の表

4.3.1 References doses

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew (and Pistachio)	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut (and Pecan)	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10
Lupin	10
Soy	10
Crustacea	200

[Placeholder on concentration or RfD for cereals containing gluten or gluten.]

※セクション4.3の「アクションレベル」= RfD/食物の量。当該「食物の量」は、できれば50パーセントイルを用いて一食あたりに消費されると合理的に見込まれる量に基づき算出されるべき、とされている。

10

議題5.2:意図せざるアレルゲンの存在(UAP)に関する我が国の制度との比較

	PAL (現時点)	可能性表示 (食品表示基準Q&A※)	注意喚起表示 (食品表示基準Q&A)
定義	リスク評価により特定された、交差接触によるアレルギー食品の意図しない存在によるリスクを示すため、包装食品の表示においてなされる記載。(3)	—	—
表示の例	「May contain」という語（又は相当する語）で始まらなければならない。(5.2.1)等	「入っているかもしれません」「入っているおそれがあります」等	「本品製造工場では〇〇を含む製品を生産しています。」「本製品で使用しているしらすは、かきが混ざる漁法で採取しています。」「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えびを食べています。」等
使用してよい/されるべき場合	<ul style="list-style-type: none"> 適切なアレルゲン管理方法を使用しても食品アレルゲンの意図しない存在を防止又は制御できない状況に限定される。(4.1) 定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づくべき。(4.2) 食物アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用し、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できないことが示された場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。(4.3) 	<p>認められない。</p> <p>理由：これを認めると、PL法対策としての企業防衛や、製造者による原材料調査の負担を回避するため、製造者によっては十分な調査を行わずに安易に「可能性表示」を実施することにもなりかねず、結果として食物アレルギー患者にとって症状の出ない商品についても「可能性表示」が行われ、かえって患者の選択の幅を狭めてしまうおそれがある。(Q&A G-3、H-1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> （コンタミネーションすることは望ましいものではなく十分な対策が必要であるが）コンタミネーションしてしまう場合には、その旨注意喚起することが望ましい。(Q&A G-3) 意図しないアレルゲンの混入頻度と混入量が低いものについては、患者の食品選択の幅を過度に狭める結果になることから注意喚起表示の必要はない。(Q&A G-2、G-5)

※食品表示基準Q&Aについて（平成27年3月30日消費表第140号）

11